

# 介護老人保健施設 醍醐の里 利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる**自己負担分**と保険給付対象外の費用（居住費（滞在費）、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、クラブ等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を**利用料**としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、予防短期入所療養介護・通所リハビリテーション・予防通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、**利用者負担は全国統一料金ではありません**。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症ケア加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、**短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、居宅サービス**であり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設醍醐の里の担当者にご相談ください。

## 通所リハビリテーション利用者負担額

### 1. 介護保険

#### (ア) 保険給付の自己負担額

|          |    | ゆったりコース（9：30～16：00）<br>[6時間以上7時間未満] |        |        |        |        |
|----------|----|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 項目       | 割合 | 要介護1                                | 要介護2   | 要介護3   | 要介護4   | 要介護5   |
| 基本<br>料金 | 1割 | 749円                                | 891円   | 1,028円 | 1,192円 | 1,352円 |
|          | 2割 | 1,498円                              | 1,781円 | 2,055円 | 2,382円 | 2,703円 |
|          | 3割 | 2,247円                              | 2,672円 | 3,083円 | 3,573円 | 4,055円 |

|          |    | AMがんばりコース（9：30～12：30）<br>※2～3時間 |        |        |        |        | PMがんばりコース（12：45～16：00）<br>※3～4時間 |        |        |        |        |
|----------|----|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 項目       | 割合 | 要介護1                            | 要介護2   | 要介護3   | 要介護4   | 要介護5   | 要介護1                             | 要介護2   | 要介護3   | 要介護4   | 要介護5   |
| 基本<br>料金 | 1割 | 364円                            | 422円   | 483円   | 542円   | 601円   | 471円                             | 552円   | 632円   | 736円   | 837円   |
|          | 2割 | 728円                            | 844円   | 965円   | 1,083円 | 1,201円 | 942円                             | 1,104円 | 1,264円 | 1,471円 | 1,674円 |
|          | 3割 | 1,092円                          | 1,266円 | 1,447円 | 1,624円 | 1,801円 | 1,412円                           | 1,656円 | 1,896円 | 2,207円 | 2,510円 |

#### (イ) 加算料金（体制加算）※金額は1割負担の場合（1割負担以外の時は、その割合に応じる）

##### ① サービス提供体制加算 I = 19円/日

サービス提供体制加算 I = 介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上、又は、勤続10年以上  
介護福祉士が25%以上

サービス提供体制加算 II = 介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上

##### ② 中重度ケア体制加算 22円/日

指定基準に定められた員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保していること。前年度又は、算定日が属する月の前3月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護状態区分が3以上である者の占める割合が100分の30以上であること。指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1以上確保していること。（看護職員が不在の日は非算定）

##### ③ 通所リハ処遇改善加算 I 所定単位数の4.7%を加算

介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

その他、介護保険報酬に規定されている要件を満たしていること。

##### ④ 介護職員等特定処遇改善加算 I（所定単位数の2.0%を加算）

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして京都市に届け出ており、利用者に対し、通所リハビリテーションサービスを行った場合、当該基準に掲げる区分に従い、上記割合の単位数を所定単位数に加算。

#### (ウ) 加算料金

##### ① 入浴介助加算 I 43円/1日につき、入浴介助加算 II 64円/1日につき

通所リハビリテーション計画上入浴介助を行なうこととなっている場合は、上記通所リハビリテーション費に43円加算されます。

### ③リハビリテーションマネジメント加算ⅡA

- (1) 591円/月 ※6ヶ月以内  
(2) 254円/月 ※6ヶ月超

- 以下のいずれかに適合すること
  - 当事業所のPT・OT またはST が居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と当通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行う。
  - 当事業所のPT・OT またはST が、当通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行う。
- 事業所医師が、通所リハビリテーションの実施にあたり、事業所のPT・OT またはST に対し、利用者に対するリハビリテーションの目的、開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず中止する際の基準、リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1項目以上の指示を行う。
- 指示を行った医師またはPT・OT またはST が医師指示内容を明確にわかるように記録する。
- リハビリテーション会議  
リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録する。
- リハビリテーション計画の説明と同意  
計画作成に関与したPT・OT またはST が利用者または家族に説明し、利用者の同意を得ると共に、説明した内容等を医師へ報告する。
- 会議の開催と計画の見直し  
6ヶ月以内は月に1回以上、6ヶ月超は3ヶ月に1回以上、リハビリテーションを開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直している。
- 介護支援専門員への情報提供  
PT・OT またはST は、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法および日常生活上の留意点に関する情報提供を行う。

### ④リハビリテーションマネジメント加算ⅡB

- (1) 626円/月 ※6ヶ月以内  
(2) 288円 /月 ※6ヶ月超

- 以下のいずれかに適合すること
  - 当事業所のPT・OT またはST が居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と当通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行う。
  - 当事業所のPT・OT またはST が、当通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行う。
- 事業所医師が、通所リハビリテーションの実施にあたり、事業所のPT・OT またはST に対し、利用者に対するリハビリテーションの目的、開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず中止する際の基準、リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1項目以上の指示を行う。
- 指示を行った医師またはPT・OT またはST が医師指示内容を明確にわかるように記録する。
- リハビリテーション会議  
リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録する。
- リハビリテーション計画の説明と同意  
医師が利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 会議の開催と計画の見直し  
6ヶ月以内は月に1回以上、6ヶ月超は3ヶ月に1回以上、リハビリテーションを開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直している。

- 介護支援専門員への情報提供  
PT・OTまたはSTは、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法および日常生活上の留意点に関する情報提供を行う。

#### ⑤短期集中リハビリテーション加算 116円/1回

利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、コベツリハビリテーションを集中的に行った場合。

#### ⑥認知症短期集中リハビリテーション実施加算

認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断したものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリを生活機能の改善を目的として行う。

- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算1 254円/1回  
利用者の退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合。
  - 一週間に二日を限度として個別にリハビリテーションを実施すること
  - リハビリテーションマネジメント加算を算定していること
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算2 2,026円/1月  
利用者の退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合。
  - 1月に4回以上のリハビリテーションを実施すること
  - リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施すること。
  - リハビリテーションマネジメント加算Ⅱを算定していること

#### ⑦生活行為向上リハビリテーション加算

当事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合

- リハビリテーション計画に基づき、利用を開始した日の属する月から起算して3月以内  
1, 319円/月

#### ⑧若年性認知症利用者受入加算 64円/1日につき

若年性認知症の利用者を受け入れた場合。受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その利用者の特性やニーズに応じたサービスの提供を行う。

#### ⑨栄養改善加算 211円/1日につき（月2回まで）

栄養士を1名以上配置して、医師・管理栄養士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・その他職員が共同して、利用者ごとの栄養ケア計画を作成し、利用者ごとの栄養管理を行った場合。

#### ⑩口腔機能向上加算 159円/1日につき

口腔機能が低下している又はそのおそれがある利用者に対して、口腔機能向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導・実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施などの口腔機能向上サービスを行った場合に加算。

3ヶ月以内の期間に限り1月に2回を限度として加算。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3ヶ月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる場合については、引き続き算定する。

#### ⑪口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ 22円/6ヶ月、同Ⅱ 6円/6ヶ月に1回限度

- サービス利用者に対し、利用開始時および利用中6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。
- 利用者について、当事業所以外ですでに栄養スクリーニング加算を算定している場合には算定せず、当利用者が栄養改善加算の栄養改善サービスを受けている間および当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定しない。

## 2 利用料

|             |      |
|-------------|------|
| ① 食費（1日当たり） | 600円 |
| おやつ代（1日当たり） | 150円 |

施設で提供する食事・おやつをお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

|             |     |
|-------------|-----|
| ② 日用消耗品費／1日 | 55円 |
|-------------|-----|

石鹸、シャンプー・リンス、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。日用品費の個別の費用は下表のモデルの通りですが、ご利用者一人ひとりについて、使用毎の徴収が繁雑であることから、一日55円とさせていただきます。

週3回利用時

| 日用品費      | 月 | 火   | 水 | 木   | 金 | 土   | 日 |       |
|-----------|---|-----|---|-----|---|-----|---|-------|
| フェイスタオル   |   | 50  |   | 50  |   | 50  |   |       |
| バスタオル     |   | 80  |   | 80  |   | 80  |   |       |
| 排せつ用タオル   |   |     |   |     |   | 50  |   |       |
| おしぼり      |   | 40  |   | 40  |   | 40  |   |       |
| シャンプー・リンス |   | 20  |   | 20  |   | 20  |   |       |
| 石鹸・ボディソープ |   | 20  |   | 20  |   | 20  |   | 一日あたり |
|           |   | 210 |   | 210 |   | 260 |   | 約226円 |

|            |      |
|------------|------|
| ③ 教養娯楽費／1日 | 110円 |
|------------|------|

倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

|        |             |
|--------|-------------|
| ④ おむつ代 | 各種実費／枚（非課税） |
|--------|-------------|

利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものを使用した場合

|       |           |
|-------|-----------|
| ⑤ 喫茶代 | 110円（税込み） |
|-------|-----------|

コーヒー・紅茶・ココア等の喫茶チケットでお飲み物を飲まれた場合

|       |          |
|-------|----------|
| ⑥ 写真代 | 44円（税込み） |
|-------|----------|

写真現像代

※AMがんばり（短時間）コースを利用した場合、

①食費・おやつ代 ②日用消耗品費 ③教養娯楽費の負担はありません。

※PMがんばり（短時間）コースを利用した場合、

①食費・☆おやつ代 ②日用消耗品費 ③教養娯楽費の負担はありません。

☆おやつを提供された場合はおやつ代をいただきます。

※その他、郊外レクリエーション・生活リハビリテーションなどに参加した場合、実費負担があります。